

農地の貸付けや売渡しの際のあっせん申出の手続きについて

川西町農地課
川西町農業委員会

あっせんによる農地の貸付けや売渡し等を希望する場合は、申出の手続きは土地の所有者が行うこととなります。あっせんの申出にあたっては、事前に地元の農業委員にご相談のうえ、下記によりお手続き下さい。

1 提出書類

- (1) 農用地利用権設定等申出書（あっせんの申出書のことです）
- (2) 土地改良区の賦課金完納証明書【交付先：当該土地改良区】
- (3) 農業振興地域外(内)農地証明書【交付先：川西町農地課（川西町農業委員会）】
※申請時に手数料 400 円が必要です。
- (4) 土地の登記事項証明書【交付先：山形地方法務局米沢支局※1筆 1,000 円】
※貸付の再設定の申出において、貸付地が従前と同じ場合であって、土地所有者や土地所在、地番、面積等の変更がない場合は、土地の登記事項証明書に代えて土地名寄帳（交付先：川西町役場窓口※1枚につき 400 円）を提出いただいても結構です。

注 売渡希望の場合、当該農地に抵当権等が設定されているときは、上記(1)～(4)の書類のほかに抵当権解除承諾書等（交付先：金融機関等）が必要となります。

2 申出締切

毎月20日（20日が土、日曜日及び祝祭日にあたる場合は、その前の開庁日）

3 申出受付期間

平成23年8月1日（月）～ 平成24年4月20日（金）

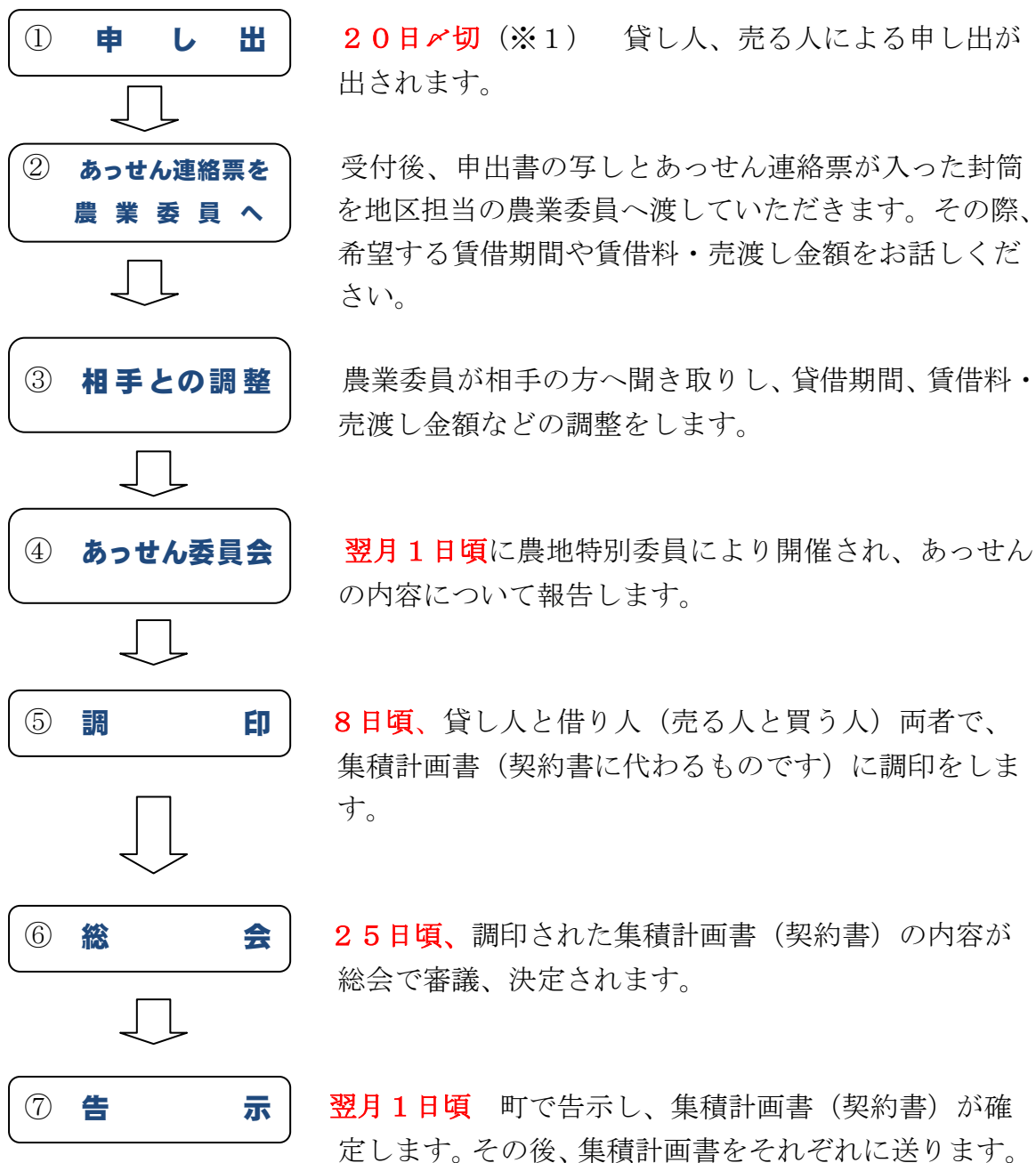
※水稲作付期間中（4月下旬から7月末）の農用地の利用権設定等調整やあっせん活動は行っておりません。

4 申出書の提出先

川西町農業委員会事務局
(TEL 42-6646)



あっせん事業の流れ（売買・貸借）



※1 土日や祝祭日にあたる時は、前開庁日となります。

日にちはその月によって変更となる場合がありますので、事務局へお問い合わせください。

以上のように、申請から告示まで約2カ月ほどかかるため、余裕をもっての手続きをお願いします。